

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成27年6月3日 10時10分ごろ
発生場所	東京都神津島村神津島港北西沖 神津島港ふ頭灯台から真方位308° 7.4海里付近 (概位 北緯34° 17.1′ 東経139° 00.6′)
事故の概要	漁船第十福 ^{ふくいち} 丸は、北進中、火災が発生した。
事故調査の経過	平成27年6月4日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十福丸、74.95トン OT2-5077（漁船登録番号）、有限会社福一水産
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	ファンネル及び空調室等が焼損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 7、視界 不良 海象：波高 約3m
事故の経過	操舵室で当直に当たっていた船長及び機関長は、焼けたような臭いを感じ、本船の船尾が炎と煙で包まれているのを認めた。 本船は、乗組員が粉末消火器で消火にあたったものの消火できず、雑用海水ポンプを使用してファンネルに放水したところ、鎮火に向かった。 本船は、機関長が、船内を確認したところ、ダクトに炎を認め、ホースを引き込んでダクト及び空調室等に放水して鎮火した。 本船は、消防署が確認したところ、ファンネル内にある排気管（以下「本件排気管」という。）が腐食して生じた破口から排気ガスが噴出し、その熱を受けてファンネルに設置された樹脂製のルーバー（風よけの羽板）が発火し、換気扇が熱気及び炎を吸い込んで船内のダクト及び空調室に延焼したものと判明した。
分析	本船は、本件排気管が腐食して生じた破口から高温の排気ガスが噴出したことから、ルーバーが発火し、換気扇を経て空調室及びダクトに延焼したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件排気管が腐食して生じた破口から高温の排気ガスが噴出したため、ルーバーが発火したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・排気管の定期的な点検を行い、腐食及び破口等の早期発見に努めること。
--	--